

改正

平成31年3月29日規則第22号

令和3年7月7日規則第23号

令和6年3月12日規則第2号

白河市屋外広告物等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物の種類)

第2条 屋外広告物は、別表第1に規定する種類により区分する。

(特別規制地域等及び普通規制地域等の区分)

第3条 特別規制地域等は、次の表のとおり区分する。

区分		地域又は場所	
景観計画重点区域	小峰城跡・白河駅周辺地区	白河市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた小峰城跡・白河駅周辺地区	
	南湖公園周辺地区	南湖国道289号沿道地区	別表第2に規定する南湖国道289号沿道地区
		南湖上流地区	別表第2に規定する南湖上流地区
		南湖風致地区	別表第2に規定する南湖風致地区
	白河関跡周辺地区	景観計画に定められた白河関跡周辺地区	
第1種特別規制地域等		1 条例第9条第1号に規定する第一種低層住居専用地域又は風致地区 2 条例第9条第3号に規定する地域又は場所 3 条例第9条第4号に規定する地域又は場所 4 条例第9条第5号に規定する地域又は場所 5 条例第9条第6号に規定する地域 6 条例第9条第7号に規定する地域 7 条例第9条第8号に規定する地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）以外の地域 8 条例第9条第9号に規定する地域のうち都市計画区域以外の地域	
第2種特別規制地域等		特別規制地域等のうち景観計画重点区域及び第1種特別規制地域等以外の地域又は場所	

備考 第1種特別規制地域等及び第2種特別規制地域等において景観計画重点区域と重複する地域等は、景観計画重点区域に区分する。

2 普通規制地域等は、次の表のとおり区分する。

区分		地域又は場所
城下町地区	奥州街道及び石川街道沿道地区	別表第2に規定する奥州街道及び石川街道沿道地区
	都市計画道路白河駅白坂線沿道地区	別表第2に規定する都市計画道路白河駅白坂線沿道地区

	城下町一般地区	別表第2に規定する城下町一般地区
新白河駅周辺地区	谷津田川以東地区(A)	別表第2に規定する谷津田川以東地区(A)
	谷津田川以東地区(B)	別表第2に規定する谷津田川以東地区(B)
	谷津田川以東地区(C)	別表第2に規定する谷津田川以東地区(C)
	新白河国道289号沿道地区(A)	別表第2に規定する新白河国道289号沿道地区(A)
	新白河国道289号沿道地区(B)	別表第2に規定する新白河国道289号沿道地区(B)
	新白河駅隣接地区(A)	別表第2に規定する新白河駅隣接地区(A)
	新白河駅隣接地区(B)	別表第2に規定する新白河駅隣接地区(B)
第1種普通規制地域等	普通規制地域等のうち城下町地区、新白河駅周辺地区及び第2種普通規制地域等以外の地域又は場所	
第2種普通規制地域等	条例第10条第2号に規定する地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域のうち城下町地区及び新白河駅周辺地区以外の地域又は場所	

3 城下町地区において特別規制地域等と重複する地域等は、特別規制地域等に区分する。
(特別規制地域等の指定)

第4条 条例第9条第3号の規則で指定する地域は、次の表の左欄の種別の建造物に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

種別	地域
重要文化財	当該建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域
重要有形民俗文化財	当該建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域

2 条例第9条第4号の規則で指定する地域は、福島県指定重要文化財として指定された建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域とする。

3 条例第9条第5号の規則で指定する地域は、白河市指定重要文化財として指定された建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域とする。

4 条例第9条第11号の規則で指定する区域(以下「沿線指定区域」という。)は、別表第3の左欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域及び30戸以上の家屋が連たんする地域(隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50メートル以下であるものに限る。)のうち沿線指定区域内にある地域(以下「家屋連たん地区」という。)を除く。

5 条例第9条第16号の規則で指定する区域(以下「交差点禁止区域」という。)は、別表第4に定めるところによる。

6 条例第9条第17号の規則で指定する区域(以下「鉤型禁止区域」という。)は、別表第5に定めるところによる。

(普通規制地域等の指定)

第5条 条例第10条第1号の規則で指定する区域は、別表第6の左欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域を除く。

(規則で定める公共的団体)

第6条 条例第11条第2項に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんしている団体(株式会社を除く。)
- (2) 国又は地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- (3) 土地改良区等の公共組合
- (4) 日本赤十字社

- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉法人
- (6) 自治会
- (7) 地域の課題を解決するため住民が組織する団体その他これに類する住民が組織する団体
- (8) 商工会議所、商工会又は商店街振興会
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める公共的団体
（国又は地方公共団体及び公共的団体の届出）

第7条 条例第11条第2項の規定による届出は、屋外広告物表示（設置）届（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出して行うものとする。ただし、市長が必要ないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真
- (2) 屋外広告物及び掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
（適用除外の基準等）

第8条 条例第11条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示事項が寄贈者の氏名若しくは名称又は所在地、寄贈年月日、寄贈目的等であること。
- (2) 表示面積が表示方向から見た場合の施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

2 条例第11条第2項の規則で定める基準は、表示面積（屋外広告物の種類及び表示事項が同一のものを2以上連続して表示し、又は掲出物件を設置する場合は、それぞれの表示面積を合計した面積）が5平方メートル以下（官公署の庁舎に表示し、又は設置するものにあつては、50平方メートル以下）とする。

3 条例第11条第2項に規定する貼紙、貼札等は、次のいずれかに該当し、かつ、表示面積が1平方メートル以下のものとする。

- (1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの
- (2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類に係る掲示をするもの

4 条例第11条第3項第2号、第3号、第6号及び第9号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第2号（管理用）	<ul style="list-style-type: none"> 1 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと。 2 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 3 表示面積が5平方メートル以下であること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第3項第3号（公共的目的用）	<ul style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積が2平方メートル以下（道標にあつては、1平方メートル以下）であること。 2 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第3項第6号（自動車等用）	<ul style="list-style-type: none"> 1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。 2 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 (2) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものであること。
条例第11条第3項第9号（工事現	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示事項が営利を目的とするものでないこと。 2 周囲の景観に調和するものであること。

場仮囲い用)	
--------	--

5 景観計画重点区域における条例第11条第3項第1号及び条例第11条第4項第1号から第3号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計（2以上の広告物を表示する場合は、総合計表示面積。以下同じ。）が5平方メートル以下であること。 2 別表第7の当該区域における共通基準（以下「共通基準」という。）に適合すること。 3 別表第8の屋外広告物の種類に応じた個別基準（以下「個別基準」という。）に適合すること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第1号（自己用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件（条例第11条第3項第1号に規定する屋外広告物及び掲出物件に該当するものを除く。）の表示面積の合計が、5平方メートルを超え15平方メートル以下であること。 2 別表第7の共通基準に適合すること。 3 別表第8の個別基準に適合すること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第2号（公共的目的用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積が2平方メートルを超え5平方メートル以下（道標にあっては、1平方メートルを超え2平方メートル以下）であること。 2 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第3号（自動車等用）	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>

6 第1種特別規制地域等における条例第11条第3項第1号及び条例第11条第4項第1号から第3号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 3 地上から屋外広告物及び掲出物件の上端までの高さ（以下「地上高」という。）が、当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さ（2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）の5分の6以内であること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第1号（自己用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件（条例第11条第3項第1号に規定する屋外広告物及び掲出物件に該当するものを除く。）の表示面積の合計が5平方メートルを超え15平方メートル以下であること。 3 地上高が当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの5分の6以内であること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。

条例第11条第4項第2号（公共的目的用）	1 1面の表示面積が2平方メートルを超え5平方メートル以下（道標にあっては、1平方メートルを超え2平方メートル以下）であること。 2 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第3号（自動車等用）	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。

7 第2種特別規制地域等における条例第11条第3項第1号及び条例第11条第4項第1号から第3号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が15平方メートル以下（電光表示装置を有する広告物等（以下「電光表示広告物等」という。）にあっては、電光表示装置の表示面積が7.5平方メートル以下）であること。 2 地上高が当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内（電光表示広告物等にあっては、2分の3以内で、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ（2以上の電光表示装置を有する場合は、地上から当該電光表示装置の上端までの高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）が当該建物の高さを超えないもの）であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。 4 電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと。 5 交差点禁止区域及び鉤型禁止区域において表示する屋外広告物及び掲出物件にあっては、奥州街道及び石川街道沿道地区における条例第11条第3項第1号に定める基準に適合すること。
条例第11条第4項第1号（自己用）	1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件（条例第11条第3項第1号に規定する屋外広告物及び掲出物件に該当するものを除く。）の表示面積の合計が15平方メートルを超え30平方メートル以下（電光表示広告物等にあっては電光表示装置の表示面積の合計が7.5平方メートルを超え15平方メートル以下）であること。 2 地上高が当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。 4 電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと。 5 交差点禁止区域及び鉤型禁止区域において表示する屋外広告物及び掲出物件にあっては、第1項の規定にかかわらず、自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が15平方メートルを超え30平方メートル以下で、かつ、奥州街道及び石川街道沿道地区における許可基準に適合すること。
条例第11条第4項第2号（公共的目的用）	1 1面の表示面積が2平方メートルを超え5平方メートル以下（道標にあっては、1平方メートルを超え2平方メートル以下）であること。 2 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第4項第3号（自動車等用）	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。

8 城下町地区における条例第11条第3項第1号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が15平方メートル以下であること。 2 別表第7の共通基準に適合すること。 3 別表第8の個別基準に適合すること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。

9 新白河駅周辺地区における条例第11条第3項第1号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が15平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が7.5平方メートル以下）であること。 2 谷津田川以東地区（A）、（B）及び（C）においては、地上高が8メートル以下で、かつ当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内（電光表示広告物等にあつては、2分の3以内で、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの）であること。 3 新白河国道289号沿道地区（A）及び（B）においては、地上高が12メートル以下で、かつ当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内（電光表示広告物等にあつては、2分の3以内で、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの）であること。 4 新白河駅前隣接地区（A）及び（B）においては、地上高が13メートル以下で、かつ当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内（電光表示広告物等にあつては、2分の3以内で、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの）であること。 5 別表第9の色彩基準に適合すること。 6 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。

10 第1種普通規制地域等及び第2種普通規制地域等における条例第11条第3項第1号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第3項第1号（自己用）	1 自己の住所等の一に表示し、又は設置する屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が15平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が7.5平方メートル以下）であること。 2 地上高が当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する自己の住所等に存する建物の高さの2分の3以内（電光表示広告物等にあつては、2分の3以内で、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの）であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。 4 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。

11 条例第11条第4項第4号の規則で定める広告主の数、地域及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の数 3人以上
- (2) 地域 景観計画重点区域
- (3) 基準 次に掲げる基準とする。
 - ア 電光表示装置を有しないこと。

- イ 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、1人当たりの表示面積が1平方メートル以下であること。
- ウ 地上高が3メートル以下であること。ただし、南湖国道289号沿道地区においては6メートル以下、南湖上流地区においては8メートル以下であること。
- エ 別表第9の色彩基準に適合すること。

12 条例第11条第5項第1号及び第2号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第11条第5項第1号（自己用）	<ul style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 屋外広告物及び掲出物件の表示面積の合計が5平方メートル以下（景観計画重点区域及び第1種特別規制地域等以外の地域における条例第7条第1項第7号及び第9号に掲げる物件については、15平方メートル以下）であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
条例第11条第5項第2号（管理用）	<ul style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 3 表示面積が5平方メートル以下であること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。

13 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

種類	基準
貼紙又は貼札等	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示期間並びに表示者の氏名及び住所を明示すること。 2 表示面積が1平方メートル以下であること。
立看板等	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示期間並びに表示者の氏名及び住所を明示すること。 2 表示面積が2平方メートル以下であること。

（沿線指定区域における適用除外の基準）

第9条 条例第12条各号の規則で定める基準は、別表第10に定めるとおりとする。

（許可の申請）

第10条 条例第10条、第11条第4項又は第12条に規定する許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の申請が、貼紙、貼札、立看板その他の簡易広告物又は巻きたて看板若しくはそで看板に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- （1） 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真
- （2） 屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

（許可の基準等）

第11条 条例第10条、第11条第4項又は第12条の許可をする場合における許可の期間は、広告物の種類に応じ、別表第11に規定する期間内において定めるものとする。

2 条例第10条の許可の基準は、別表第7から別表第9までに定めるとおりとする。

（経過措置）

第12条 第1種特別規制地域等である一の地域又は場所が景観計画重点区域となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が景観計画重点区域となった日から3年間は、なお従前の例による。

2 第2種特別規制地域等である一の地域又は場所が景観計画重点区域となる際現に当該地域又は場所

において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が景観計画重点区域となった日から3年間は、なお従前の例による。

3 第2種特別規制地域等である一の地域又は場所が第1種特別規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が第1種特別規制地域等となった日から3年間は、なお従前の例による。

4 第1種普通規制地域等である一の地域又は場所が城下町地区となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が城下町地区となった日から3年間は、なお従前の例による。

5 第1種普通規制地域等である一の地域又は場所が新白河駅周辺地区となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が新白河駅周辺地区となった日から3年間は、なお従前の例による。

6 第2種普通規制地域等である一の地域又は場所が城下町地区となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が城下町地区となった日から3年間は、なお従前の例による。

7 第2種普通規制地域等である一の地域又は場所が新白河駅周辺地区となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が新白河駅周辺地区となった日から3年間は、なお従前の例による。

8 第2種普通規制地域等である一の地域又は場所が第1種普通規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が第1種普通規制地域等となった日から3年間は、なお従前の例による。

(許可の更新の申請及び点検結果の報告)

第13条 条例第14条第3項の許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書(第3号様式)に、屋外広告物及び掲出物件の現状を示す書類等(固定広告物等係る場合にあつては、そのカラー写真(許可の期間の満了日の3月前までに撮影したものに限り。))及び次に掲げる書類を添付して、許可の期間の満了日の1月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 屋外広告物点検結果報告書(第4号様式。許可の期間の満了日の3月前までに点検を行ったものに限り。)

(2) 点検の状況を明らかにしたカラー写真

(3) 屋外広告物又は掲出物件が第21条に規定するものである場合は、第22条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類の写し

(変更の許可の申請)

第14条 条例第15条第1項の変更の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(第5号様式)に第10条第2号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

(軽微な変更)

第15条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、屋外広告物及び掲出物件の表示事項、色彩、意匠、形状、大きさ及び構造に変更を加えない程度の塗り替え、補強又は修繕とする。

(許可証票等)

第16条 条例第17条第1項の規則で定める許可証票は第6号様式のとおりとし、許可の押印は第7号様式のとおりとする。

(事前協議)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1) 小峰城跡・白河駅周辺地区

(2) 南湖公園周辺地区

- (3) 白河関跡周辺地区
- (4) 城下町地区
- (5) 新白河駅周辺地区

2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる屋外広告物又は掲出物件を表示し、設置し又は変更する行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域に表示し、又は設置するもの
- (2) 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第24条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域に表示し、又は設置するもの
- (3) 白河市文化財保護条例（平成17年白河市条例第176号）第26条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域に表示し、又は設置するもの
- (4) 市が表示し、又は設置するもの
- (5) 貼紙、貼札、立看板その他の簡易広告物又は巻きたて看板若しくはそで看板

3 条例第18条第1項の規定により事前協議を行おうとする者は、条例第10条、第11条第4項、第12条又は第15条第1項の規定による許可申請をする30日前までに屋外広告物表示事前協議書（第8号様式）に第10条各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

（完了の届出）

第18条 条例第19条の規定による届出は、屋外広告物表示（設置）完了届（第9号様式）に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所及びその周囲の状況を知り得る写真等を添付して、市長に提出して行うものとする。

（管理者等の届出）

第19条 条例第20条第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届（第10号様式）を市長に提出して行うものとする。

2 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者変更届（第11号様式）を市長に提出して行うものとする。

3 条例第20条第3項の規定による届出は、屋外広告物表示者（設置者）変更届（第12号様式）を市長に提出して行うものとする。

4 条例第20条第4項の規定による届出は、屋外広告物表示者（設置者）氏名等変更届（第13号様式）を市長に提出して行うものとする。

5 条例第20条第5項の規定による届出は、屋外広告物滅失届（第14号様式）を市長に提出して行うものとする。

（管理者の設置が不要な屋外広告物等）

第20条 条例第22条第1項ただし書の規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 貼紙
- (2) 貼札等
- (3) 立看板等
- (4) 広告幕
- (5) 広告旗
- (6) 気球利用広告物
- (7) 車体外面広告板
- (8) 建物の外壁面に表示する広告物
- (9) 条例第11条第1項に規定する屋外広告物又は掲出物件
- (10) 条例第11条第2項に規定する屋外広告物又は掲出物件

(有資格者が管理する屋外広告物等)

第21条 条例第22条第2項の規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4メートルを超えるものとする。

(有資格者)

第22条 条例第22条第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士
- (2) 広告美術仕上げに係る職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (3) 市長が認める団体が公益目的事業として実施する屋外広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(点検)

第23条 点検は、屋外広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、基礎部及び上部構造のぐらつき、支持部及び取付部の腐食又は変形、広告板の腐食、破損又は変形、照明装置の破損その他市長が別に定める項目について行うものとする。

2 第20条の規定は、条例第23条第1項ただし書の規則で定める屋外広告物又は掲出物件について準用する。

3 第21条の規定は、条例第23条第2項の規則で定める屋外広告物又は掲出物件について準用する。

4 前条の規定は、条例第23条第2項の規則で定める者について準用する。

(除去の届出)

第24条 条例第24条第2項の規定による届出は、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所及びその周囲の状況を知り得るカラー写真を添付して、屋外広告物除却届(第15号様式)を市長に提出して行うものとする。

(保管した屋外広告物及び掲出物件を売却する場合の手続)

第25条 条例第34条第2項の規定による保管した屋外広告物及び掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物及び掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる屋外広告物及び掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(保管した屋外広告物及び掲出物件を返還する場合の手続)

第26条 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により保管した屋外広告物及び掲出物件(条例第34条第2項の規定により保管した売却代金を含む。以下この条において同じ。)を返還するときは、返還を受ける者に、その者が保管した屋外広告物及び掲出物件の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該屋外広告物及び掲出物件について権原を有する者であることを証明させ、かつ、受領書(第16号様式)と引換えに返還するものとする。この場合において、返還を受ける者が口座振替による返還を申し出たときは、口座振替の方法により返還するものとする。

2 前項後段の口座振替による返還の申出は、口座振替依頼書(第17号様式)を市長に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第27条 条例第35条第2項の身分を示す証明書は、第18号様式のとおりとする。

(広告景観整備地区に係る届出等)

第28条 条例第28条第1項又は第2項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示(設置)届(第19号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第28条第1項、第2項及び第4項の景観に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積が2平方メートル以下の屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合
 - (2) 屋外広告物及び掲出物件の種類が貼紙、貼札、立看板その他の簡易広告物である場合
- 3 条例第28条第3項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示者（設置者）変更届（第20号様式）を市長に提出して行うものとする。
- 4 条例第28条第4項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物変更届（第21号様式）を市長に提出して行うものとする。

（広告物協定の認定の申請等）

第29条 条例第30条第1項の規定による認定を受けようとする土地所有者等の代表者は、広告物協定認定申請書（第22号様式）に次に掲げる書類及び図面を添えて提出しなければならない。

- (1) 広告物協定を締結しようとする理由書
 - (2) 広告物協定書の写し
 - (3) 広告物協定の区域を表示する図面
 - (4) 土地所有者等の全員の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載した広告物協定に関する合意書
 - (5) 土地所有者等の権利を証明する書類
 - (6) 申請者が土地所有者等の代表者であることを証明する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第30条第3項の規定による変更の認定又は同条第7項の規定による廃止の認定を受けようとする土地所有者等の代表者は、広告物協定変更（廃止）認定申請書（第23号様式）に次に掲げる書類又は図面を添えて提出しなければならない。
- (1) 広告物協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
 - (2) 変更の場合にあっては、変更後の広告物協定書の写し
 - (3) 変更の場合にあっては、それを表示する図面
 - (4) 土地所有者等の全員（廃止の場合にあっては、過半数）の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載した広告物協定の変更又は廃止に関する合意書
 - (5) 土地所有者等の権利を証明する書類
 - (6) 申請者が土地所有者等の代表者であることを証明する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、広告物協定を認定し、又は広告物協定の変更若しくは廃止を認定したときは、広告物協定認定書（第24号様式）を申請した者に交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、福島県屋外広告物条例施行規則（昭和61年福島県規則第56号）の規定に基づいて提出された届出書又は申請書は、この規則の規定に基づいて提出された届出書又は申請書とみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年7月7日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第19条の次に4条を加える改正規定（第21条、第22条並びに第23条第3項及び第4項に係る部分に限る。）、第4号様式の改正規定並び

に第10号様式及び第11号様式の改正規定は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

種類		摘要	
簡易広告物	貼紙	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等に貼り付けて表示するもの	
	貼札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物を貼り、容易に取り外せる状態で工作物等に取り付けて表示するもの又はこれに類するもの	
	立看板等	木枠に紙張り若しくは布張りをしたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物を貼り、容易に取り外せる状態で立て、若しくは工作物等に立て掛けて表示するもの又はこれらに類するもの（これらを支える台を含む。）	
	広告幕	布、ビニール等の幕状のもので、建物、工作物等に両端を固定して表示するもの	
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）	
特殊広告物	気球利用広告物	気球を利用して表示するもの	
固定広告物	電柱等利用広告物	電力柱、電信電話柱、街路灯柱等（以下「電柱等」という。）を利用して表示するもの	
	巻きたて看板	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの	
		そで看板	電柱等を利用して、添架して表示するもの
	広告板	建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの	
	建植広告板	支柱を土地に定着させて設置するもの	
		壁面利用広告板	建物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出広告板であるものを除く。）
		壁面突出広告板	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの
		屋上利用広告板	建物の屋上を利用して設置するもの
アーケード利用広告板	アーケードを利用して設置するもの		

	車体外面広告板	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
	広告塔	建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの
	建植広告塔	支柱を土地に定着させて設置するもの
	屋上利用広告塔	建物の屋上を利用して設置するもの
	アーチ広告塔	堅牢(ろう)な材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの

別表第2 (第3条関係)

1 南湖公園周辺区域

区分	地域又は場所
南湖国道289号沿道地区	白河市池下76番地1、76番地2、78番地1、83番地1、84番地1、85番地1、97番地3、97番地6、120番地1から120番地7まで、121番地1、121番地4、121番地5、123番地1、123番地3、123番地6、139番地、146番地、200番地、201番地の一部、216番地から218番地まで、池下裏129番地2の一部、129番地3、129番地4、131番地8の一部、136番地1、136番地2、137番地3、137番地7、137番地9、137番地16の一部、139番地1、139番地3、140番地、147番地3、148番地1の一部、151番地の一部、157番地の一部、161番地4、166番地、172番地、鬼越28番地3、28番地4、28番地7、28番地8、31番地、32番地1、32番地4から32番地6まで、32番地9、33番地1、34番地1、35番地3、35番地4、36番地3、36番地4、36番地6から36番地9まで、37番地1から37番地4まで、44番地10から44番地12まで、44番地15、44番地16、45番地5、48番地1、51番地1、51番地2、53番地4、53番地10、53番地11、53番地12の一部、53番地16から53番地18、53番地25、鬼越道下1番地1、1番地2の一部、2番地1、3番地2、3番地4、3番地13から3番地18まで、南湖1番地5から1番地7、1番地9の一部、1番地13の一部、55番地1、55番地2、56番地1、56番地2、57番地1、57番地2、58番地1、58番地2、59番地1から59番地6まで、60番地1、60番地2、61番地1、61番地2、62番地1、62番地2、63番地1から63番地3まで、64番地1、64番地2、65番地1、65番地2、66番地1、66番地2、67番地1、67番地2、68番地1、68番地2、69番地1、69番地2、70番地1、70番地2、71番地1、71番地2、72番地1、72番地2、73番地1、73番地2、81番地の一部、84番地の一部、85番地、86番地の一部、90番地及び91番地
南湖上流地区	景観計画に定められた景観計画重点区域南湖公園周辺地区のうち、南湖上流地区
南湖風致地区	景観計画に定められた景観計画重点区域南湖公園周辺地区のうち、南湖国道289号沿道地区及び南湖上流地区を除く区域。

2 城下町地区

区分	地域又は場所
奥州街道及び石川街道沿道地区	景観計画に定められた景観計画推進区域城下町地区のうち、城下町地区重点推進区域
都市計画道路白河駅白坂線沿道地区	白河市手代町9番地1から9番地3まで、10番地1、10番地4、10番地6、10番地8、10番地9、10番地10、12番地2から12番地6まで、13番地2、13番地3、22番地1の一部、22番地3の一部、28番地2の一部、29番地1

	から29番地4まで、30番地、32番地2、50番地1から50番地5まで、52番地1の一部、52番地2、52番地3、中町23番地1、23番地2、23番地7、24番地1から24番地3まで、中町北裏13番地3、14番地、郭内1番地1、58番地1、58番地4、58番地10、大手町12番地1、13番地1、13番地7、13番地8、14番地1から14番地4まで、14番地12から14番地14まで、15番地1、15番地2、16番地1、16番地2、17番地1から17番地6まで、21番地の一部、22番地から25番地まで、26番地の一部、30番地の一部、31番地、36番地の一部、44番地、45番地の一部、46番地、大工町67番地1、67番地2、68番地1から68番地4まで、69番地1、69番地2、70番地、71番地1から71番地4まで、72番地、72番地2、袋町1番地、2番地1、2番地2、3番地から10番地まで、12番地1、12番地2、13番地から15番地まで、28番地1、28番地2、29番地1から29番地3まで、30番地2及び30番地4
城下町一般地区	景観計画に定められた景観計画推進区域城下町地区。ただし、城下町地区重点推進区域及び都市計画道路白河駅白坂線沿道地区を除く。

3 新白河駅周辺地区

区分	地域又は場所
谷津田川以東地区 (A)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における高山地区（谷津田川より西側部分を除く。）のうち都市計画法第8条第1項により定められた近隣商業地域。
谷津田川以東地区 (B)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における転坂地区及び高山地区（谷津田川より西側部分を除く。）のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域を除く区域。
谷津田川以東地区 (C)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における転坂地区のうち、都市計画法第8条第1項により定められた近隣商業地域。
新白河国道289号沿道地区 (A)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における国道289号西地区のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域。ただし、白河市新白河三丁目168番地から170番地まで、172番地1、172番地、172番地5、229番地の一部、及び235番地の一部並びに白河市高山207番地の一部を除く。
新白河国道289号沿道地区 (B)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における国道289号西地区のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域
新白河駅隣接地区 (A)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における国道289号西地区及び高山地区（谷津田川より西側部分に限る）並びに新白河駅前地区のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域。ただし、新白河国道289号沿道地区（A）を除く。
新白河駅隣接地区 (B)	景観計画に定められた景観計画区域新白河駅周辺地区における国道289号西地区、高山地区（谷津田川より西側部分に限る。）。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域、近隣商業地域及び第一種住居地域を除く。

別表第3（第4条関係）

1 道路

路線名	区間	区域
高速自動車国道東北縦貫自動	白河市域内	道路用地の境界線から両側500メ

車道弘前線		メートル以内の地域
-------	--	-----------

2 鉄道

路線名	区間	区域
東北新幹線	白河市域内	鉄道用地の境界線から両側500メートル以内の地域
東北本線	白河市域内	鉄道用地の境界線から両側100メートル以内の地域

備考 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を除く。

別表第4 (第4条関係)

交差点禁止区域

交差点	範囲
一般国道294号と白河市道道場町線及び白河市道天神山線 (白河市天神町91番地2先)	停止線内及び停止線から10メートルまでの道路両側10メートル以内
一般国道294号と白河市道中町道場小路線及び白河市道天神町線 (白河市中町77番地2先)	
主要地方道白河羽鳥線と主要地方道白河停車場線及び白河市道白河駅八竜神線 (白河市大手町12番地1先)	
主要地方道白河停車場線及び白河市道大手町9号線 (白河市大手町13番地1先)	
主要地方道白河停車場線及び白河市道大手町4号線 (白河市大手町14番地1先)	
一般国道294号と主要地方道白河停車場線 (白河市大手町15番地1先)	
主要地方道白河停車場線と白河市道昭和町桜町線 (白河市大手町17番地6先)	
主要地方道白河停車場線と白河市道手代町大工町線 (白河市手代町9番地2先)	
主要地方道白河停車場線と白河市道市民会館北線 (白河市手代町12番地1先)	
主要地方道白河停車場線と白河市道市民会館南線 (白河市袋町29番地1先)	
主要地方道白河停車場線と白河市道風神下蛇石線 (白河市手代町52番地先)	
一般国道294号と白河市道大手町搦目橋線 (白河市大手町8番地2先)	
一般国道294号と主要地方道白河石川線 (白河市本町36番地2先)	

別表第5 (第4条関係)

鉤型禁止区域

鉤型	範囲
一般国道294号 (白河市本町67番地2先)	市長が定める鉤型道路両側10メートル以内
主要地方道白河石川線 (白河市桜町21番地1先)	

別表第6 (第5条関係)

1 道路

路線名	区間	区域
高速自動車国道東北縦貫自動	白河市域内	道路用地の境界線から両側1,000

車道弘前線		メートル以内の地域
一般国道4号	白河市域内	
一般国道289号	白河市域内	
一般国道294号	白河市域内	
県道白河石川線	白河市域内	

2 鉄道

路線名	区間	区域
東北本線	白河市域内	鉄道用地の境界から両側1,000メートル以内の地域

別表第7（第8条、第11条関係）

共通基準

地域区分		基準
景観計画重点区域	小峰城跡・白河駅周辺地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 白河市の顔となる歴史拠点としての役割を尊重し調和を図ること。 2 重要なシンボルである小峰城跡三重櫓への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。 3 JR白河駅舎の大正建築デザインを尊重し調和を図ること。 4 周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。 5 公共サインは、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。
	南湖公園周辺地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 南湖公園内の自然（湖面・樹木・山並み）への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。 2 南湖の趣や緑豊かな景観との調和を図ること。 3 南湖湖畔からシンボルとなる山々（那須連峰、関山）への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。 4 周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。 5 公共サインは、奥行きのある公園の緑を活かすため、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。
	白河関跡周辺地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史資源である白河関跡の趣や緑豊かな景観との調和を図ること。 2 周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。 3 公共サインは、奥行きのある公園の緑を活かすため、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。
城下町地区		<ol style="list-style-type: none"> 1 これまで維持されてきた歴史・文化を継承したまち並みや趣を守るため、城下町固有のまち並みとの調和に配慮した位置、規模及び形態・意匠とすること。 2 歩いて楽しめるまち並みを形成するため、低層部には賑わいを演出し、店舗の顔となる広告物を設置すること。 3 眺望景観やスカイラインを守るため、高い位置へ設置する広告物は、城下町らしいまち並みに配慮した規模及び形態・意匠とすること。
新白河駅周辺地区		南湖の周辺地域に開放された広がりある風景を構成する地区と

	して、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響が生じないように配慮すること。
--	---

別表第8（第8条、第11条関係）

個別基準

1 簡易広告物、特殊広告物並びに巻きたて看板及びそで看板

種類	基準
貼紙	建物その他の物件の壁面に貼り付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示された貼紙の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。
貼札等	1 表示面積が0.5平方メートル以下であること。 2 建物その他の物件の壁面に表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示された貼札等の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。
立看板等	1 地上高が3メートル以下であること。 2 表示面積が5平方メートル以下であること。
広告幕	1 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8メートル以下で、かつ、長さが20メートル以下であること。 2 道路を横断する場合は、地上から屋外広告物及び掲出物件の下端までの高さ（以下「下端の高さ」という。）が4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。
広告旗	1 面の表示面積が2平方メートル以下であること。
気球利用広告物	1 幅が1.5メートル以下で、かつ、縦の長さが15メートル以下であること。 2 地上から気球の先端までの垂直距離が45メートル以下であること。
巻きたて看板	1 縦の長さが1.8メートル以下であること。 2 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
そで看板	1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。 2 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。 3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。

2 固定広告物（巻きたて看板及びそで看板を除く。）

地域区分	種類	基準
景観計画重点区域	建植広告板	1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 6 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建

		<p>植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が軒高を超えないこと。</p> <p>4 一の壁面における表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 原則道路に面した壁面に設置することとし、その他の壁面に設置する場合は、必要最小限とする。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が自己の住所等に存する建物(2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の建物とする。)の軒高を超えず、かつ、6メートル以下であること。</p> <p>4 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合には、1メートル以上)突き出さないこと。</p> <p>6 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上)であること。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみの設置に限り、かつ、当該表示面積が3平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	<p>設置できない。</p>

		車体外面広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
		建植広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が15平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 別表第9の色彩基準に適合すること。
		屋上利用広告塔	設置できない。
		アーチ広告塔	設置できない。
南湖公園周辺地区	南湖国道289号沿道地区	建植広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が6メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 別表第9の色彩基準に適合すること。
		壁面利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が軒高を超えないこと。 4 一の壁面における表示面積の合計が5平方メートル以

			<p>下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		壁面突出広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が自己の住所等に存する建物(2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の建物とする。)の軒高を超えず、かつ、6メートル以下であること。</p> <p>4 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合には、1メートル以上)突き出さないこと。</p> <p>6 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上)であること。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		屋上利用広告板	<p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみの設置に限り、かつ、当該表示面積が3平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		アーケード利用広告板	設置できない。
		車体外面広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
		建植広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が6メートル以下であること。</p> <p>4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p>

			<p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		屋上利用広告塔	設置できない。
		アーチ広告塔	設置できない。
	南湖上流地区	建植広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合の地上高は13メートル以下とする。</p> <p>4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		壁面利用広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合はこの限りでない。</p> <p>4 一の壁面における表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		壁面突出広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が自己の住所等に存する建物(2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の建物とする。)の軒高を超えず、かつ、8メートル以下であること。ただ</p>

			<p>し、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合はこの限りでない。</p> <p>4 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと。</p> <p>6 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		屋上利用広告板	<p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみを設置に限り、かつ、当該表示面積が3平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		アーケード利用広告板	設置できない。
		車体外面広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
		建植広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合の高さは13メートル以下とする。</p> <p>4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		屋上利用広	設置できない。

		告塔	
		アーチ広告塔	設置できない。
	南湖風致地区	建植広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 別表第9の色彩基準に適合すること。
		壁面利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が軒高を超えないこと。 4 一の壁面における表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下であること。 5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 6 原則道路に面した壁面に設置することとし、その他の壁面に設置する場合は、必要最小限とする。 7 別表第9の色彩基準に適合すること。
		壁面突出広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が自己の住所等に存する建物（2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の建物とする。）の軒高を超えず、かつ、6メートル以下であること。 4 表示面積が5平方メートル以下であること。 5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合には、1メートル以上）突き出さないこと。 6 下端の地上高が4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。 7 別表第9の色彩基準に適合すること。
		屋上利用広	1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、

		<p>看板</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。 2 電光表示装置を有しないこと。 3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。 5 一の建物に1面のみの設置に限り、かつ、当該表示面積が3平方メートル以下であること。 6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 7 別表第9の色彩基準に適合すること。
		<p>アーケード利用広告板</p> <p>設置できない。</p>
		<p>車体外面広告板</p> <p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
		<p>建植広告塔</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が15平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 別表第9の色彩基準に適合すること。
		<p>屋上利用広告塔</p> <p>設置できない。</p>
		<p>アーチ広告塔</p> <p>設置できない。</p>
	白河関跡周辺地区	<p>建植広告板</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。

		<p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が軒高を超えないこと。</p> <p>4 一の壁面における表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 原則道路に面した壁面に設置することとし、その他の壁面に設置する場合は、必要最小限とする。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が自己の住所等に存する建物(2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の建物とする。)の軒高を超えず、かつ、6メートル以下であること。</p> <p>4 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合には、1メートル以上)突き出さないこと。</p> <p>6 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上)であること。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみの設置に限り、かつ、当該表示面積が3平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード	設置できない。

		利用広告板	
		車体外面広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
		建植広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が3メートル以下であること。 4 1面の表示面積が5平方メートル以下で、かつ、合計面積が15平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 別表第9の色彩基準に適合すること。
		屋上利用広告塔	設置できない。
		アーチ広告塔	設置できない。
城下町地区	奥州街道及び石川街道沿道地区	建植広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。 3 地上高が10メートル以下であること。 4 1面の表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。 5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 8 道路上へ突き出さないこと。 9 別表第9の色彩基準に適合すること。
		壁面利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。

		<p>3 地上高が10メートル以下であること。ただし、景観計画に定める主要な視点場からの眺望に配慮した意匠としたものについては、この限りでない。</p> <p>4 一の壁面における表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該壁面の横幅に、高さ10メートルを乗じて得た面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。</p> <p>4 表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計表示面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合には、1メートル以上）突き出さないこと。</p> <p>6 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみの設置に限り、かつ、当該表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	設置できない。
	車体外面広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
	建植広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下であること。</p> <p>4 1面の表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を</p>

			<p>離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること用途地域に設置するもの又は（自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>8 道路上へ突き出さないこと。</p> <p>9 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告塔		設置できない。
	アーチ広告塔		設置できない。
都市計画道路 白河駅白坂線 沿道地区	建植広告板		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下であること。</p> <p>4 1面の表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下であること。ただし、景観計画に定める主要な視点場からの眺望に配慮した意匠としたものについては、この限りでない。</p> <p>4 一の壁面における表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該壁面の横幅に、高さ10メートルを乗じて得た面積の2分の1以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広		1 電光表示装置を有しないこと。

	<p>看板</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。</p> <p>4 表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計表示面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には突き出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	<p>屋上利用広告板</p> <p>1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。</p> <p>2 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>3 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>4 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>5 一の建物に1面のみを設置に限り、かつ、当該表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>6 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>7 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	<p>アーケード利用広告板</p> <p>設置できない。</p>
	<p>車体外面広告板</p> <p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
	<p>建植広告塔</p> <p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 照明及びネオンサインを設置する場合には、光源が点滅式又は可動式でないこと。</p> <p>3 地上高が10メートル以下であること。</p> <p>4 1面の表示面積が10平方メートル以下で、かつ、合計面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>7 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>8 道路上へ突き出さないこと。</p> <p>9 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	<p>屋上利用広告塔</p> <p>設置できない。</p>

	アーチ広告塔	設置できない。
城下町一般地区	建植広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が13メートル以下であること。 2 1面の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、合計面積が30平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあっては、1面の表示面積が7.5平方メートル以下で、かつ、15平方メートル以下)であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 6 別表第9の色彩基準に適合すること。 7 自己用として設置するものであること(電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。)
	壁面利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が10メートル以下であること。ただし、景観計画に定める主要な視点場からの眺望に配慮した意匠としたものについては、この限りでない。 2 一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあっては、25平方メートル以下)で、かつ、当該壁面の横幅に、高さ10メートルを乗じて得た面積の2分の1以下であること。 3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
	壁面突出広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が10メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。 2 表示面積が10平方メートル以下(電光表示広告物等にあっては、電光表示装置の表示面積が5平方メートル以下)であること。 3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合においては、1メートル以上)突き出さないこと(電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと)。 4 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上)であること。 5 別表第9の色彩基準に適合すること。
	屋上利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置できない。ただし、2階建以上の建築物の場合で、1階下屋、庇等に設置するときは、この限りでない。 2 電光表示装置を有しないこと。

			<p>3 地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>4 一の建物に1面のみを設置に限り、かつ、当該表示面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>5 広告板の外郭線が建物の壁面への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		アーケード利用広告板	<p>1 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。かつ、地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。</p>
		車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
		建植広告塔	<p>1 地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、合計面積が45平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、1面の電光表示装置の表示面積が7.5平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が22.5平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 道路上へ突き出さないこと。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p> <p>8 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
		屋上利用広告塔	<p>設置できない。</p>
		アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 脚柱以外の部分の下端の地上高が4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）で、かつ、地上高が13メートル以下であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
新白河駅周辺	谷津田川以東地区（A）	建植広告板	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。</p>

地区		<p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。</p> <p>2 一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 電光表示装置の表示面積が50平方メートル以下であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p>

		<p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
	建植広告塔	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
	屋上利用広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が8メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
谷津田川以東地区（B）	建植広告板	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあっては、15平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に</p>

		<p>設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。)</p>
	壁面利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。</p> <p>2 一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあっては、25平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 表示面積が50平方メートル以下（電光表示広告物等にあっては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下）であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと。)</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもは同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>

	建植広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。 2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、1面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下)であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 6 別表第9の色彩基準に適合すること。 7 自己用として設置するものであること(電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。)
	屋上利用広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。 3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
	アーチ広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 電光表示装置を有しないこと。 2 地上高が8メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上)であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
谷津田川以東地区(C)	建植広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。 2 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 6 別表第9の色彩基準に適合すること。
	壁面利用広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。

		<p>2 一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 電光表示装置の表示面積が50平方メートル以下であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
	建植広告塔	<p>1 地上高が8メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広	<p>1 地上高が8メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上</p>

	告塔	<p>から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>	
	アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が8メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>	
	新白河国道289号沿道地区(A)	建植広告板	<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。</p> <p>2 一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>	
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 電光表示装置の表示面積が50平方メートル以下であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5</p>	

		<p>メートル以上) であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
屋上利用広告板		<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
アーケード利用広告板		<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
車体外面広告板		<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
建植広告塔		<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
屋上利用広告塔		<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
アーチ広告塔		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が12メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下</p>

		<p>端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
新白河国道289号沿道地区 (B)	建植広告板	<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。</p> <p>2 一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 表示面積が50平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下）であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p>

		5 別表第9の色彩基準に適合すること。
屋上利用広告板		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が12メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
アーケード利用広告板		<p>1 地上高が12メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
車体外面広告板		<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
建植広告塔		<p>1 地上高が12メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は13メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、1面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
屋上利用広告塔		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が12メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上</p>

		<p>から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が12メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
新白河駅隣接地区（A）	建植広告板	<p>1 地上高が13メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面利用広告板	<p>1 地上高が13メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りでない。</p> <p>2 一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板	<p>1 地上高が13メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 電光表示装置の表示面積が50平方メートル以下であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p>

		5 別表第9の色彩基準に適合すること。
屋上利用広告板		1 地上高が13メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。 2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
アーケード利用広告板		1 地上高が13メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。 2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。 3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
車体外面広告板		蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
建植広告塔		1 地上高が13メートル以下であること。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合の地上高は20メートル以下とする。 2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 6 別表第9の色彩基準に適合すること。
屋上利用広告塔		1 地上高が13メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内とする。 2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
アーチ広告塔		1 電光表示装置を有しないこと。 2 地上高が13メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メー

			<p>トル以上) であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
新白河駅隣接 地区 (B)	建植広告板		<p>1 地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下) であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること(電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。)</p>
	壁面利用広告板		<p>1 地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下) で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板		<p>1 地上高が13メートル以下で、かつ、壁面の高さを越えないこと。ただし、南湖公園千世の堤からの那須連峰への眺望に影響のない場合は、地上高が壁面の高さを越えないこととすることができる。</p> <p>2 表示面積が50平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下) であること。</p> <p>3 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合においては、1メートル以上) 突き出さないこと(電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。)</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上においては、2.5メートル以上) であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が13メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合に</p>

		<p>おいては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーケード利用広告板	<p>1 地上高が13メートル以下で、かつ、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
	建植広告塔	<p>1 地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、1面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（第1種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
	屋上利用広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が13メートル以下で、かつ、広告物の高さが地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。ただし、南湖公園千世の堤からの眺望に影響を与えない場合においては、広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内とする。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 地上高が13メートル以下で、かつ、脚柱以外の部分の下</p>

			<p>端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
第1種普通規制地域等	建植広告板		<p>1 地上高が13メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下）であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p> <p>7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
	壁面利用広告板		<p>1 一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	壁面突出広告板		<p>1 表示面積が50平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下）であること。</p> <p>2 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>3 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと（電光表示広告物等に限る。）。</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>5 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告板		<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p>

		4 別表第9の色彩基準に適合すること。
	アーケード 利用広告板	1 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。 2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。 3 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
	車体外面 広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。
	建植広告塔	1 地上高が13メートル以下であること。 2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、1面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下）であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 6 別表第9の色彩基準に適合すること。 7 自己用として設置するものであること（電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る）。
	屋上利用 広告塔	1 電光表示装置を有しないこと。 2 広告物の高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。 3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 別表第9の色彩基準に適合すること。
	アーチ 広告塔	1 電光表示装置を有しないこと。 2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。 3 別表第9の色彩基準に適合すること。
第2種普通規制地域	建植 広告板	1 地上高が20メートル以下であること。 2 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建

	<p>植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
壁面利用広告板	<p>1 一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
壁面突出広告板	<p>1 表示面積が電光表示広告物等の電光表示装置にあつては50平方メートル以下であること。</p> <p>2 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合においては、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>3 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
屋上利用広告板	<p>1 広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
アーケード利用広告板	<p>1 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>2 1面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもの同一の規格によること。</p> <p>4 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>
建植広告塔	<p>1 地上高が20メートル以下であること。</p> <p>2 1面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p>

		<p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>6 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	屋上利用広告塔	<p>1 広告物の高さが20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの3分の2以内であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>
	アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 別表第9の色彩基準に適合すること。</p>

別表第9（第8条、第11条関係）

色彩基準

区分		基準	
景観計画重点区域	小峰城跡・白河駅周辺地区	<p>1 マンセル表色系（日本工業規格Z8721）における色相R・YR・Y系（暖色系）にあつてはマンセル値の彩度（以下「彩度」という。）6以下とし、他の有彩色（寒色系）にあつては彩度4以下とすること。ただし、着色していない木材、石材等の自然素材によって仕上げられる部分においてはこの限りでない。</p>	<p>歴史的なモチーフを活用する等、城跡及び大正ロマンの雰囲気損なわない統一感のある意匠によるのれん・日よけ幕においては、左欄第1項に規定する色彩のほか1色に限り使用することができる。</p>
	南湖公園周辺地区	<p>2 前項の規定にかかわらず、表示面積の3分の1以内に限り、前項に規定する色彩以外の色彩を使用することができる。</p>	<p>南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠によるのれん・日よけ幕においては左欄第1項に規定する色彩のほか1色に限り使用することができる。</p>
	白河関跡周辺地区	<p>3 カラー写真、絵画等の部分は、第1項の基準に適合しない色彩とみなす。</p> <p>4 原則として、高明度（明度7を超えるもの）の色彩を使用しないこと。</p>	<p>白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気損なわない統一感のある意匠によるのれん・日よけ幕においては左欄第1項に規定する色彩のほか1色に限り使用することができる。</p>
第1種特別規制地域等		表示面積の2分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用しないこと。	
第2種特別規制地域等		1 表示面積の2分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。	

	<p>2 沿線指定区域においては、光沢のある黒色を使用しないこと。</p> <p>3 交差点禁止区域及び鉤型禁止区域において表示する屋外広告物及び掲出物件にあつては、城下町地区における色彩基準に適合すること。</p>
城下町地区	<p>1 R・YR・Y系（暖色系）にあつては彩度10以下とし、他の有彩色（寒色系）にあつては彩度6以下とすること。ただし、着色していない木材、石材等の自然素材によって仕上げられる部分においてはこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、表示面積の3分の1以内に限り、前項に規定する色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>3 カラー写真、絵画等の部分は、第1項の基準に適合しない色彩とみなす。</p> <p>4 原則として、高明度（明度7を超えるもの）の色彩を使用しないこと。</p> <p>5 城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気や統一感のある意匠によるのれん・日よけ幕においては、第1項に規定する色彩のほか1色に限り使用することができる。</p>
新白河駅周辺地区	表示面積の2分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。
第1種普通規制地域等	
第2種普通規制地域等	

別表第10（第9条関係）

区分	種類	個別基準	色彩基準
条例第12条第1号	巻きたて看板	<p>1 縦の長さが1.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。</p>	別表第9第2種特別規制地域等の項に規定する色彩基準に適合すること。
	そで看板	<p>1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上においては、2.5メートル以上）であること。</p> <p>3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。</p>	
条例第12条第2号（案内広告物等）	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 道路からの入口から50メートル以内の場所に2個以内でそれぞれの表示面積の合計が4平方メートル以下であり、かつ道路からの入口から150メートル以上250メートル以内の場所に2個以内でそれぞれの表示面積の合計が4平方メートル以下であること。</p> <p>3 広告物等相互間の距離が2メートル以上であること。</p>		

別表第11（第11条関係）

種類		許可期間	
簡易広告物	貼紙	1月以内	
	貼札等	1月以内	
	立看板等	3月以内	
	広告幕	1月以内	
	広告旗	1月以内	
特殊広告物	気球利用広告物	1月以内	
固定広告物	電柱等利用広告物		
		巻きたて看板	3年以内
		そで看板	3年以内
	広告板		
		建植広告板	3年以内
		壁面利用広告板	3年以内
		壁面突出広告板	3年以内
		屋上利用広告板	3年以内
		アーケード利用広告板	3年以内
		車体外面広告板	3年以内
	広告塔		
		建植広告塔	3年以内
		屋上利用広告塔	3年以内
		アーチ広告塔	3年以内

第1号様式（第7条関係）

屋外広告物表示（設置）届

年 月 日

白河市長

住所
届出者
名称
代表者名
(電話番号)

次のとおり白河市屋外広告物等に関する条例第11条第2項の規定により届け出ます。

種類		照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m × 横 m × m ² 面	高さ	m (地上高 m)		
表示内容		色彩	R・YR・Y		
			その他の色相		
表示区域又は設置場所		地域区分			
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
表示の目的					
景観に対する配慮					
周辺状況等	建物の高さ m・壁面の面積 m ² ・既出広告物の面積 m ² ・建植広告物等の相互間距離 垂直 m/水平 m・地上から下端までの距離 m				
土地(物件)の所有者又は管理者の承諾	本件広告物の表示(設置)を承諾する。 住所 氏名又は名称 (電話番号)				
工事施工者	住所 氏名又は名称	屋外広告業者 登録番号	年 月 日	福島県第 号	
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による 占用許可	要・不要	許可済・申請中
その他法令による許可等	要・不要	法令名 ()	有・申請中	竣工予定 年月日	年 月 日

- 注 1 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。
2 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じ、許可基準となるものについて記入すること。

第2号様式（第10条関係）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物を表示（設置）したいので、白河市屋外広告物等に関する条例
第10条（第11条第4項、第12条）の規定により申請します。

種 類		照明 装置	有・無	数量	
表 示 面 積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m× m ² 面 m ² 面	高さ		m(地上高 m)	
表 示 内 容		色彩	R・YR・Y その他の色相		
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所		地域 区分			
表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで				
周 辺 状 況 等	建物の高さ m・壁面の面積 m ² ・既出広告物の面積 m ² ・建植広告物等の相互間距離 垂直 m/水平 m・地上から下端までの距離 m				
土 地（物 件）の 所 有 者 又 は 管 理 者 の 承 諾	本件広告物の表示（設置）を承諾する。 住所 氏名又は名称 印（電話番号）				
工 事 施 工 者	住所 氏名又は名称	屋 外 広 告 業 者 登 録 番 号	年 月 日 福 島 県 第 号		
建 築 基 準 法 に よ る 工 作 物 確 認	要・不要	確 認 済 ・ 申 請 中	道 路 法 に よ る 占 用 許 可	要・不要	許 可 済 ・ 申 請 中
そ の 他 法 令 に よ る 許 可 等	要・不要	法 令 名 ()	有・申請中	竣 工 予 定 年 月 日	年 月 日

- 注 1 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。
2 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じ、許可基準となるものについて記入すること。
4 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真を添付すること。
5 屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面を添付すること。

第3号様式（第13条関係）

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

白河市長

住 所
申請者

氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、白河市屋外広告物等に関する条例
第14条第3項の規定により申請します。

種 類		照明 装置	有・無	数量	
表 示 面 積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m× 面 m ² 面 m ²	高さ		m (地上高 m)	
表 示 内 容		色彩	R・YR・Y その他の色相		
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所		地域 区分			
前 回 の 許 可	年 月 日 第 号	許 可 期 間		年 月 日	
(市使用欄) 屋外広告物点検結果報告書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(備考)			

- 注 1 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。
2 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。

第4号様式（第13条関係）

（表面）

屋外広告物点検結果報告書

年 月 日

白河市長

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、白河市屋外広告物等に関する条例第14条第3項の規定により報告します。

前回の 許可年月日	年 月 日	前回の 許可番号	第 号
設置年月	年 月設置	経過年数	年 月経過
点検年月日	年 月 日		
点検者の資格 (該当する番号に○)	1 屋外広告士 2 一級又は二級建築士 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者((一社)日本屋外広告物業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が開催する点検技能講習を受講した者をいう。)		
	5 特種電気工事資格者(ネオン工事) 6 電気工事士 7 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者 8 自治体が開催する屋外広告物講習会受講修了者 9 上記1から8までに該当しない者()		
地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4mを超えるものに係る点検者については、点検者の資格欄に掲げる1、2、3、4のいずれかの資格を有する必要があります。			
裏面の点検結果は事実に相違ありません。 <div style="text-align: right;">住所 点検者 氏名</div>			

(裏面)

点検箇所	点検項目	広告物の現状		補修等の有無		維持管理・補修等の内容
		良	不良	済	未	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	良	不良	済	未	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	良	不良	済	未	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	良	不良	済	未	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	良	不良	済	未	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	良	不良	済	未	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	良	不良	済	未	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	良	不良	済	未	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	良	不良	済	未	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	良	不良	済	未	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	良	不良	済	未	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	良	不良	済	未	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	良	不良	済	未	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	良	不良	済	未	
	3 周辺機器の劣化、破損	良	不良	済	未	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属部材の腐食、破損	良	不良	済	未	
	2 避雷針の腐食、損傷	良	不良	済	未	
	3 その他点検した事項()	良	不良	済	未	
特記事項(異常の処理方法、該当広告物の種別・表示内容など) ■「広告物の現状が不良で補修等が未処理」の場合、美観又は安全性に関する所見、設置者への報告の有無について記載してください。						

- 注 1 屋外広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所・点検項目が無い場合は斜線を引くこと。
- 2 屋外広告物又は掲出物件の点検の状況を明らかにしたカラー写真を添付すること。
- 3 地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4mを超えるものに係る点検者については、資格者証の写しを添付すること。

第5号様式（第14条関係）

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

白河市長

住 所

申請者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

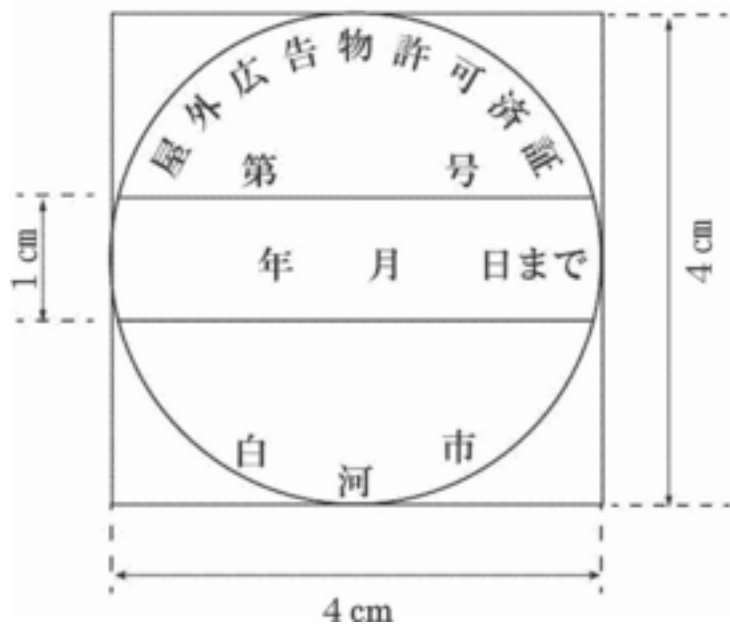
（電話番号 ）

次のとおり屋外広告物の変更をしたいので、白河市屋外広告物等に関する条例第15条第1項の規定により申請します。

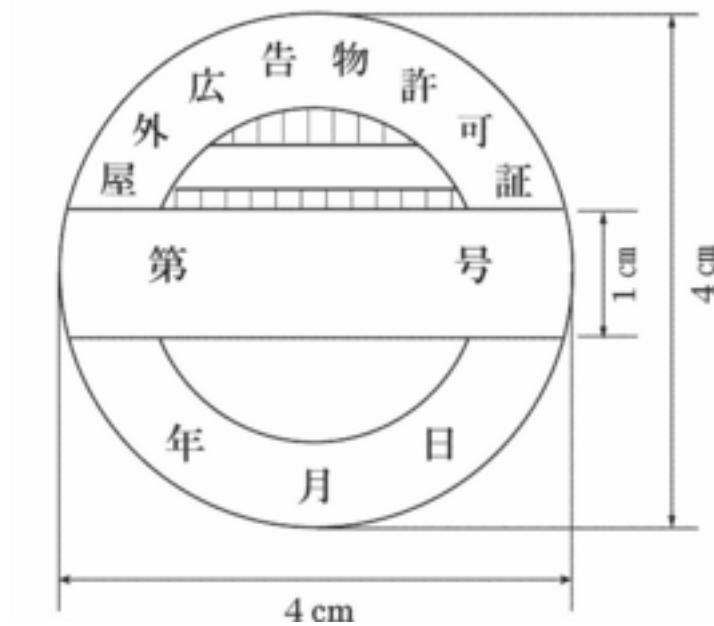
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号					
表示期間	年 月 日から 年 月 日まで							
表示区域又は 設置場所			地域区分					
施工予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日				
変更の内容	表示面積	高さ	色 彩		照明装置	その他		
	増・減	増・減	有・無		有・無			
	(m ²) うち電光表示装置	(m)	R・YR・Y					
	(m ²) 増・減		その他 の色彩					
概要								
変更の理由								
工事施工者	住所 氏名又は名称	屋外広告業 者登録番号	年 月 日 福島県第 号					

- 注 1 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
 2 変更の内容の欄の「表示面積」及び「高さ」は、変更後の数値を記入すること。
 3 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。

第6号様式 (第16条関係)
許可証票



第7号様式 (第16条関係)
許可の押印



第8号様式（第17条関係）

屋外広告物表示事前協議書

年 月 日

白河市長

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物を表示（設置）したいので、白河市屋外広告物等に関する条例第18条の規定により事前協議します。

種類		照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m× 面積 m ² 面積 m ²	高さ			m(地上高 m)
表示内容		色彩	R・YR・Y その他の色相		
表示区域又は設置場所		地域区分			
表示（設置）期間					年 月 日から 年 月 日まで
工事施工者	住所 氏名又は名称	屋外広告業者登録番号			年 月 日 福島県第 号
工事期間					年 月 日から 年 月 日まで
設置予定場所 周辺に対する 工夫、配慮					

- 注 1 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。
2 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じ、許可基準となるものについて記入すること。
4 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真を添付すること。
5 屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面を添付すること。

屋外広告物表示（設置）完了届

年 月 日

白河市長

住所
届出者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示（設置）が完了したので、白河市屋外広告物等に関する
条例第19条の規定により届け出ます。

種 類			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示区域又は 設置場所			
表示（設置）の 完了日	年 月 日		
添付書類			
内容に係る 照会先	住所 氏名（名称及び担当者名） 電話番号		
（市使用欄） ※受付日			

注 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所及びその周囲の状況を知り得るカラー写真を添付すること。

第10号様式（第19条関係）

屋外広告物管理者設置届

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の管理者を置いたので、白河市屋外広告物等に関する条例第20条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示区域又は設置場所			
広告物又は掲出物件の高さ	<input type="checkbox"/> 4 m超 <input type="checkbox"/> 4 m以下		
表示（設置）年月日	年 月 日	工事施工者	住所 氏名又は名称
管 理 者	住所 氏名又は名称 (電話番号)		
	所持する資格		

- 注 1 届出の対象となる屋外広告物又は掲出物件が複数ある場合であつて、いずれか一つでも地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4 mを超える場合には高さ4 m超えとして届け出ること。
- 2 所持する資格の欄は、屋外広告物又は掲出物件の管理に関し特別な資格を有する場合に記入すること。なお、地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4 m超の場合、条例第22条第2項に定める資格を記入し、資格者証の写しを添付すること。
- 3 管理する屋外広告物又は掲出物件が固定広告物等である場合には、当該屋外広告物又は掲出物件のカラー写真を添付すること。

屋外広告物管理者変更届

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の管理者に変更があつたので、白河市屋外広告物等に関する
条例第20条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示区域又は 設置場所			
広告物又は掲 出物件の高さ	<input type="checkbox"/> 4 m超 <input type="checkbox"/> 4 m以下		
前回の届出	年 月 日		
管理者の 変更	新管理者	住所 氏名又は名称 (電話番号)	
		所持する資格	
旧管理者	住所 氏名又は名称 (電話番号)		
住所等 の変更	新住所等	住所 氏名又は名称 (電話番号)	
		所持する資格	
旧住所等	住所 氏名又は名称 (電話番号)		

- 注 1 管理者の変更の欄及び住所等の変更の欄は、届け出る内容によりいずれかに記入すること。
- 2 所持する資格の欄は、屋外広告物又は掲出物件の管理に関し特別な資格を有する場合に記入すること。
- なお、地上から、屋外広告物又は掲出物件の上端までの距離が4 m超の場合、条例第22条第2項に定める資格を記入し、資格者証の写しを添付すること。

第12号様式（第19条関係）

屋外広告物表示者（設置者）変更届

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者（設置者）に変更があつたので、白河市屋外広告物等に関する条例第20条第3項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示区域又は設置場所			
新表示者（設置者）	住所 氏名又は名称 (電話番号)		
旧表示者（設置者）	住所 氏名又は名称		

第13号様式（第19条関係）

屋外広告物表示者（設置者）氏名等変更届

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者（設置者）の氏名（名称、住所）を変更したので、
白河市屋外広告物等に関する条例第20条第4項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所			
新 氏 名 等	住所 氏名又は名称		
旧 氏 名 等	住所 氏名又は名称		

屋外広告物滅失届

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（電話番号 ）

次のとおり屋外広告物が滅失したので、白河市屋外広告物等に関する条例第20条
第5項の規定により届け出ます。

種 類		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所			
滅 失 理 由			

第15号様式（第24条関係）

屋外広告物除却届

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（電話番号 ）

次のとおり屋外広告物を除却したので、白河市屋外広告物等に関する条例第24条第2項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所			
除 却 物 の 内 容 及 び 数 量		除 却 年 月 日	年 月 日

注 屋外広告物又は掲出物件の除却を確認できる場所及びその周囲のカラー写真を添付すること。

受領書

年 月 日

白河市長

住所
 返還を受けた者
 氏名
 [法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]
 (電話番号)

次のとおり広告物又は掲出物件（売却代金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	年 月 日 時	
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	名称又は種類	
	数 量	
返 還 金 額	円	

口座振替依頼書

年 月 日

白河市長

住所
 返還を受ける者
 氏名
 [法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]
 (電話番号)

次のとおり広告物又は掲出物件の売却代金を口座へ振替願います。

返還を受ける 売却代金に係る 広告物等	名称又は種類	
	数 量	
返 還 金 額		円
振 替 口 座	金融機関名及び 支 店 名	
	預 金 種 別	
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人	

注 振替する口座を確認できる書類を添付すること。

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職・氏名
生年月日
白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）第35条 第1項の規定に基づき、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、 広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
白河市長
印

↑
6.5センチメートル
↓

← 8.5センチメートル →

(裏)

白河市屋外広告物等に関する条例（抄）

（立入検査等）

第35条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして屋外広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第19号様式（第28条関係）

広告景観整備地区屋外広告物表示（設置）届

年 月 日

白河市長

申請者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

次のとおり屋外広告物を広告景観整備地区において表示（設置、変更）するので、
白河市屋外広告物等に関する条例第28条第1項（第2項）の規定により届け出ます。

整備地区名					
種 類		照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m× 面 m ² 面 m ²	高さ	m(地上高 m)		
表示内容		色彩	R・YR・Y		
			その他の色相		
表示区域又は設置場所		地域区分			
表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで				
周辺状況等	建物の高さ m・壁面の面積 m ² ・既出広告物の面積 m ² ・建植広告物等の相互間距離 垂直 m/水平 m・地上から下端までの距離 m				
工事施工者	住所 氏名又は名称	屋外広告業者 登録番号	年 月 日 福島県第 号		
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による 占用許可	要・不要	許可済・申請中
その他法令による許可等	要・不要	法令名 ()	有・申請中	竣工予定 年月日	年 月 日

- 注 1 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。
2 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じ、許可基準となるものについて記入すること。

第20号様式（第28条関係）

広告景観整備地区屋外広告物表示者（設置者）変更届

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者（設置者）に変更があつたので、白河市屋外広告物等に関する条例第28条第3項の規定により届け出ます。

整備地区名			
表示区域又は 設置場所		地域 区分	
表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
当初の届出	年 月 日		
新表示者 （設置者）	住所 氏名又は名称 (電話番号)		
旧表示者 （設置者）	住所 氏名又は名称		

注 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。

第21号様式（第28条関係）

広告景観整備地区屋外広告物変更届

年 月 日

白河市長

住 所
届出者

氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号)

次のとおり広告景観整備地区に表示（設置）した屋外広告物の変更をするので、白河市屋外広告物等に関する条例第28条第4項の規定により届け出ます。

整備地区名						
表示区域又は設置場所			地域区分			
当初の届出	年 月 日					
施工予定期間	着手	年 月 日		完了	年 月 日	
	表示面積	高さ	色 彩		照明装置	その他
変更の内容	増・減	増・減	有・無		有・無	
	(m ²) うち電光表示装置	(m)	R・YR・Y			
	(m ²) 増・減		その他の色彩			
	概要					
変更の理由						
工事施工者	住所		屋外広告業者登録番号	年 月 日		
	氏名又は名称			福島県第 号		

- 注 1 地域区分の欄は、規則第3条で定める地域区分を記入すること。
 2 変更の内容の欄の「表示面積」及び「高さ」は、変更後の数値を記入すること。
 3 色彩の欄は、使用する色彩のマンセル値を該当する箇所に記入すること。

広告物協定認定申請書

年 月 日

白河市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（電話番号 ）

白河市屋外広告物等に関する条例第30条第1項の規定により次のとおり申請します。

広告物協定の名称				
広告物協定の区域	1 区域の地名・地番			
	2 区域面積	m ²		
広告物協定の概要	1 有効期間	年 月 日から 年間(更新規定 有・無)		
	2 広告物等の基準			
	3 違反があつた場合の措置			
	4 実施に関する事項			
土地所有者等の人数	土地所有者	借 地 権 者		合 計
		地上権者	賃借権者	
	人	人	人	人
協定参加者の人数		人		
添付書類		1 広告物協定を締結しようとする理由書 2 広告物協定書の写し 3 広告物協定の区域を表示する図面 4 土地の所有者等の全員の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載した広告物協定に関する合意書 5 土地所有者等の権利を証明する書類 6 申請者が土地所有者等の代表であることを証明する書類 7 その他市長が必要と認める書類		

広告物協定変更（廃止）認定申請書

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

白河市屋外広告物等に関する条例第30条第3項（第7項）の規定により次のとおり申請します。

広告物協定の名称					
変更・廃止 しようとする 広告物協定の 概要	1 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
	2 区域の地名・地番				
	3 区域面積	m ²			
	4 有効期限	年 月 日から 年間(更新規定 有・無)			
	5 広告物等の基準				
	6 違反があつた場合の措置				
	7 実施に関する事項				
変 更 事 項					
土地所有者等 の人数	区 分	土 地 所 有 者	借 地 権 者		合 計
			地上権者	賃借権者	
	変更・廃止前	人	人	人	人
	変 更 後	人	人	人	人
変更・廃止の合意者数		人	人	人	人
添付書類		1 広告物協定を変更し、又は廃止しようとする理由書 2 変更の場合にあつては、変更後の広告物協定書の写し 3 変更の場合にあつては、それを表示する図面 4 土地の所有者等の全員（廃止にあつては、過半数）の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載した広告物協定の変更又は廃止に関する合意書 5 土地所有者等の権利を証明する書類 6 申請者が土地所有者等の代表者であることを証明する書類 7 その他市長が必要と認める書類			

広告物協定認定書

年 月 日

様

白河市長



年 月 日付けで認定の申請があった広告物協定については、白河市屋外広告物等に関する条例第30条第1項（第3項、第7項）の規定により、次のとおり認定します。

- 1 認定番号
- 2 認定の名称
- 3 広告物協定地区の地名及び地番
- 4 広告物協定地区の面積
- 5 広告物協定の有効期間